

医療機関登録規程の概要

- 医療機関は、経産省及び厚労省に登録の申請を行い、両省がそれぞれの担当する要件についてその内容を審査して、リスト（新型コロナウイルス検査証明機関登録簿）に登録を行う。
- 主な要件は、医療法等で定める基準を満たした機関であること、国からの要請に応じて対応できること、公正な取引の秩序を乱すおそれがないこと、申請内容に虚偽がないこと。
- 要件に適合しないことが明らかになった場合や、登録医療機関として不相当と認められる事情がある場合、経産省及び厚労省は登録を取り消すことができる。

登録規程で規定する範囲（登録の流れ）

